

第5回町田市住みよい街づくり条例改定検討委員会

(第5回町田市街づくり審査会専門部会) 議事録

○日時 2021年2月9日(火) 10時00分～12時10分

○場所 リモート会議

○議事

〈付議事項〉 条例素案について

○出席者 委員(敬称略) 遠藤 新、名和田 是彦、中西 正彦、澤井 宏行、佐藤 健

○事務局 地区街づくり課職員 5名

■会議内容

○あいさつ

○議事

○事務連絡

■配布資料

○議事次第

○委員名簿

○資料：資料1_第4回専門部会での主な意見と新制度・改定条例への反映

資料2_改正ポイントと条例と施行規則の関係整理表

資料3_街づくり条例改正案

資料4_街づくり条例施行規則改正案

(1) 条例素案について

●前文について

- ・住民が身近な環境に主体的に街づくり活動をし、それを市が支援するという文言はとてもよい。前文の規範として、都市づくりのマスタープランとの整合性を示唆することを記載することは良い。その文言が根拠となるかを法制課と確認してもらえればよい。(委員)
- ・中段の「身近な環境に主体的に関与しながら、～広がっており」のあとに「一方で、地域の大学と地域と連携した街づくり等を踏まえて」と入れ、大学とのかかわりを明示するのはどうか。(委員)
- ・前文には規範性をもって記載したほうが良いため、「大学」と記載するのは具体的すぎるのではないか。大学は組織としてみれば事業者に含まれるが、事業者という文言では大学が含まれることがわからない。市民と言っても市民にはいろいろな主体を含む。多様性・ニーズの多様さがあることを強調してもらえればよいのではないか。(委員)
⇒様々な主体と関わっていくことを記載していきたいと考えている。どのように追加していくかは精査しながら検討したい。(事務局)
- ・2段落目。「市民の街づくりに関する意識・・・」の箇所は、生物多様性など、もう少し深く、広い街づくりを意識したことを記載してほしい。生活感覚と長期的な街づくりのバランスがとれているとよいと考えた。(委員長)
⇒条例自体は身近な街づくりの部分ではあるが、都市づくりのマスタープランで捉えている街づくりの観点も含めたうえで検討したい。(事務局)

●第1章 総則について

- ・「地域及び地区」という文言が見られるが、地域の定義がない。地理的な範囲を示すのは、身近なもののみでよいのではないか。(委員)
- ・定義に定義される文が入っているのは良いのか。第3条第1項第1号と第4号の関係、第3条第1項第6号と第7条の関係である。第3条第1項第6号の定義は第7条で記載しているため、不要ではないか。(委員)
- ・条文の作法として適していない表現がある。第3条第1項第4号に「又は」とあるが、ここは「もしくは」ではないか。列挙とするときは、「並びに」ではなく「および」である。(委員)
⇒第3条第1項第4号については、「もしくは」の意味合いになる。「地域」を条文内で使うのであれば定義し、不要であれば削除するなど対応していく。また、条文の書き方については、指摘いただいたものを法制課と詰めていくこととしたい。(事務局)

●第2章 街づくりプロジェクトの推進について

- ・第7条第1項の記載方法について、定義から始まっていることに違和感がある。第8条が先にあり、街づくり活動について言及したうえで、認定について記載した方が良いのではないか。(委員)
- ・街づくりプロジェクトについて2種類を用意している。ルールづくり・運用型はビジョンが作成されていると申請できるということになっているが、街づくりについては、活動の段階がある。活動が醸成し街づくりプロジェクトへ認定申請、地域の街づくり機運が高まるとビジョン作成、ビジョン運営、都市計画法のメニューを活用して、という筋書きが条例の中で読み取れる方が良いのではないか。神戸市のまちづくり条例は、そうしたまちづくりの流れがわかりやすい。町田市では、街づくりプロジェクトとして2種類あることはわかるが、その2種類をどう条例内に記載するか悩ましい。(委員)
- ・条例内での書きぶりと、街づくりの進め方への寄り添い方をどうすべきか悩ましいと思っている。(委員)
 - ⇒お話しいただいた流れが、街づくりの流れの一つだと認識しているが、「街づくりプロジェクトには2つの型がある」ことを1箇所ですす方が理解しやすいのではないかと、という意図でこのような並びにしている。条例のわかりやすさは重要だと思っているため、今ご指摘いただいた流れの部分を考慮しながら法制課と調整していきたい。(事務局)

○成果報告について

- ・規則第6条に、街づくりプロジェクトの成果を年に一度報告するとあるが、その報告書はホームページ等で公開されるのか。また、年に1度ではなく中間報告もあった方が良いのではないかと。活動が継続できそうかなど、把握しておく必要があるのではないかと。(委員)
 - ⇒街づくりプロジェクトについては、3年間をひとつのタームと計画し、申請をしてもらうことを考えている。そのため、活動継続などの把握は、年度末の報告をもって共有していくことを想定している。また、ホームページへの掲載は検討中であるが、公開していきたいと考えている。(事務局)

○ルールづくり・運用型の要件

- ・グループ要件として地区住民に限定することへの違和感はないか。(事務局)
- ・私権の制限に関わる部分であるため、違和感がない。必要な限定である。(委員)

●第3章 まちビジョンについて

○ビジョン認定の意味

- ・市民にとって、ビジョンが認定されるということとはどのようなことか、が条文内に記載しているとよいのではないかと。ビジョンが作成・認定されることにより、都市マスへ位置付けられ、ビジョンが実現しやすくなるということが、市民にとって重要である。(委

員)

- ・同意見。ビジョン作成による効果が読み取りにくい。神戸市の条例は、提案したらどうか、協定結ぶとどうなるか、がわかりやすい。記載の順番の問題でもある。(委員)
⇒街づくりプロジェクトにもビジョンにも関係するところだが、それぞれの手続きの記載になっていることは感じているので、検討したい。(事務局)

○街づくりプロジェクトとビジョンの関係性の記載方法

- ・街づくりプロジェクトの一般型とルールづくり・運用型の記載は、別にしてもよいのではないか。一般型は市民まちづくり活動として記載し、ルールづくり・運用型はビジョン作成の後に記載したほうが良いのではないか。それぞれについて、条例に記載することの効果を記載してはどうか。(委員)
⇒街づくりの道筋を引くのは読む側にとってわかりやすくなることは理解している。
一方で、条例の目指す街づくりの流れが、活動からビジョンに繋がり、ルールを作って完了するという一本しかないと思えられてしまうのではないかということ懸念している。ビジョン作成以外の活動も盛り上がってほしい。多様な活動をサイクルにしたいという事務局の意向もある。(事務局)
- ・街づくり活動の流れは、一つにしないことも重要だと感じている。どのように記載するか、悩ましい。(委員)
- ・街づくりプロジェクトのルールづくり・運用型は、地区内でビジョンができていないといけなのか。(委員長)
⇒ビジョンについては合意要件を外しているものの、地域の理解を得られることが重要だと考えている。そのため、まずはビジョンをつくって地域で理解を得られてからルールづくりを考えてほしいという意図からビジョン作成を要件に入れている。
また、街づくりの流れがわかりにくいという点も理解できるため、どのように記載すればよいかを、名和田委員の意見を考慮し、再検討していきたい。(事務局)
- ・街づくりプロジェクトの2つの型を別物として名前を変更してもよいかもしれない。(委員長)
- ・まちビジョンの最後、第16条に法定計画を意識した記載がある。ここの記述を修正することにより事務局の懸念が解消するのではないか。16条に「街づくりプロジェクト(ルールづくり・運用型)の推進の他」、という文言を追加してもよいかもしれない。法定計画とルールづくり・運用型が並列の関係となる。最終着地点としては、ビジョンと街づくりプロジェクト(ルールづくり・運用型)となり、それを支援するためのツールがいろいろあるというニュアンスになるのではないか。(委員)
⇒その場合、第7条に認定要件としてルールづくり・運用型を残しつつ、記載する方法か。(事務局)
- ・第16条の記載は、現在のように第7条に2つの型があることを前提に直感的に考えた

ことである。仮に街づくりプロジェクトを2つ分けて記載する場合は上記の方法が良いか、ますますには回答できない。(委員)

⇒法定計画と街づくりプロジェクト(ルールづくり・運用型)が並列になっていることを意識しながら、何パターンかに分けて検討していきたい。(事務局)

○まちビジョンの有効期限について

・街づくりプロジェクトについては有効期間を規則で定めるとあったが、まちビジョンは有効期間がないのか。(委員)

⇒ビジョンについても有効期間を定める予定である(事務局)

・有効期間を定めるということを条例に記載しないで、規則で定めるのは違和感がある。(委員)

⇒法制課と調整の上、今後、修正していきたい。(事務局)

○街づくり交流会の扱いについて

・第11条で街づくり交流会を記載しているが、街づくり交流会について条例上の定めを記載し参加を求めることが望ましいのか、運用とするのが望ましいかで悩んでいる。ご意見をいただきたい。(事務局)

・街づくり交流会については、「街づくり活動を行う団体及び地区住民等による」ものであることを記載している。また、交流会「等」と記載し、特定の形式としてないため、柔軟性があると考えている。街づくり交流会に条例上で根拠を与えて、地域で検討を進めやすいという効果を得ることも出来るのではないかと。この方法でも良いのではないかと。(委員)

・必要なものを提示するのは意味があるのではないかと。ただし、記載の順番がわかりにくい。話し合う中で団体ができ、ビジョンがつけられるという流れを条文化したものだとは思いますが、交流会が必要なことは後ろに記載した方が市民側としては理解しやすいのではないかと。(委員)

・中西先生の意見に同意である。前段で街づくり活動が定義され、街づくりプロジェクト(一般型)が認定される。それに関わる人たちがビジョンを作成していく、条例上流れができていれば違和感がないのではないかと。(委員)

○ビジョンに対する地域の理解について

・第11条に「内容が地区住民等に理解が得られていること」とあるが、理解が得られるという文言が問題となることはないかと。(委員長)

⇒今回の目的としている合意要件を持たないが、地区内での一定の合意が取れている状況とするために、「理解されている事」「理解を得ることに努めること」の必要性を6号に記載し、そのために実施すること等を規則に記載した。「合意が図られている

- る」状況のために、他に望ましい表現等の意見があればいただきたい。(事務局)
- ・「理解を得ている事」という表現が望ましいのではないか。(委員長)
 - ・合意を数的な要件により規定することがこれまでの方法。それを緩和する方法として「理解」としたと納得した。神戸市の条例は「地区住民等の大多数の支持を得ていると認められること」としている。数値の要件は設けていない。地区内町内会が賛同していることから、大多数としていると考えられる。「支持を得ている」という言い方もあるが強くとらえられるため、「理解を得ている」が望ましいだろう。(委員)
 - ⇒「反対の意見がない」ことを規定することも考えたが、策定へ向けてのハードルが非常に高くなる可能性がある。そのため、手続きを経ていることに着目した記載としている。神戸市の事例を参考にしていきたい。(事務局)

○まちビジョン案の作成者について

- ・第 11 条第 2 項 2 号、3 号について、かき分ける意味があるのか。公益法人は非営利団体の一部であるため、NPO と公益法人は一緒によいのではないか。(委員)
 - ⇒2・3 号の記載は検討していく。(事務局)
- ・第 11 条第 2 項の活動は街づくり活動に限定しなくてもよいのか。(委員長)
 - ⇒限定していないつもりである。(事務局)
- ・その場合、第 11 条第 1 項の表現は 2 項と整合が取れないと思うがよいのか。(委員長)
 - ⇒整合が取れるよう修正していきたい。(事務局)

○その他

- ・第 11 条第 2 項第 1 号の「の」は不要。第 2 号、第 3 号に「地区内」というエリアを示す言葉が入っているが、「地区」という文言により困ることはないか。(委員長)
 - ⇒ビジョンのエリア設定に関する言葉は、「地区内」という言い方ではなく「区域内」に統一していきたい。(事務局)

●第 4 章 街づくり活動の支援について

○ビジョン運用への支援

- ・第 19 条はビジョンの支援について記載されているが、ビジョンを都市づくりのマスタープランへ位置付けるということは、市でも実現について責任を負うということである。地区の住民だけで作成をするわけではないため、齟齬があるように感じる。(委員)
- ・市民が積極的にビジョン作成することを待つのではなく、市も積極的に働きかけることも記載されている。そうした中、第 19 条の記載は違和感がある。工夫が必要。(委員)
 - ⇒ビジョンは市も一緒に作成することを想定しているため、記載の仕方を検討したい。(事務局)

○支援メニューについて

- ・特に違和感はない。(委員)
- ・活動資金の援助については、条文内で記載されているか。(委員)
 - ⇒市で既に用意している助成金を利用することとし、条例で活動資金を確保することを想定していないため、条例には記載しない。ただし、そうした助成金の案内は支援の一環として行う予定。(事務局)
- ・そうした資金援助があることが市民にはわかりづらいため、条文内に記載してはどうか。(遠藤委員長)
- ・条例上に記載してしまうと、予算を組む必要があるなどの縛りができ、柔軟性に欠ける。○ごと大作戦との関係性もあるため、条例上には記載しなくてもよいのではないか。(委員)
- ・資金援助については、規則第14条1項5号で読むということによいのか。(委員)
 - ⇒その通りである。(事務局)
- ・規則第14条1項5号で読むということに違和感がある。市長の決裁で資金援助を決めるということのようだが、各課が用意している支援へは市民自らエントリーする方法もある。(委員長)
 - ⇒補助金の種類によると考えている。国や都が自治会等へ支援するものについては、市でエントリーする必要があるため、14条1項5号はそのような補助金を対象としている。(事務局)

○街づくりアドバイザーについて

- ・規則第15条に街づくりアドバイザーの登録要件があるが、書類の提出についてかなり細かなことが記載されている。今回の改正により街づくりの定義を広義にしていく中で、街づくりアドバイザーの専門性が限定的すぎるのではないか。雇用しづらいということにならないか。(委員長)
 - ⇒街づくりの考え方をハード×ソフトととらえていく中で、ソフトについては多分野にわたるため、条例だけではカバーしきれない。他部署との連携でカバーしていこうと考えている。条例内の街づくりアドバイザーについては、街づくりを起点とすることを考えている。(事務局)

○その他

- ・第17条の「並びに」は使い方を修正すべき。(名和田委員)

●第6章 街づくり審査会について

- ・審査会について施行規則に記載するものがないのはよいか。(委員長)
 - ⇒審査会については、別に運営規則がありその中で審査会に係るものを規定している。条例がある程度まとまった時点で運営規則についても修正し、専門部会にて提示する予定。(事務局)

●全体を通して

- ・条例の書き方は難しい。つくった制度を条文化するうちに、事務局等の意図が見えなくなってくるため、込めた意図をきちんと書き留めておく必要がある。(委員)
- ・今後、条文を詰めるにあたり、事務局としての意思が保持されるよう法制課と協議してほしい。また、川崎市のまちづくり条例は合意要件のハードルが低く、反対者は穴抜きにすることにしている。町田市は別のやり方で進めようとしているため、是非頑張してほしい。(委員)
- ・大変勉強になった。プレイヤー側に、その市の意向が伝わるようにしてほしい。(委員)
- ・相原地域の場合、街づくりプロジェクトに八王子市にある大学の学生も参加する可能性がある。市外の学生もメンバーも入れるようにしてほしい。(委員)
- ・これまで何度も新たな街づくり制度について議論をしてきたが、条例にするとシンプルだと感じた。今後、成果を期待したい。本日頂いた意見を条例にどう反映させたかについては、一度、皆さんに意見を頂いた上で、最終本委員会への報告としたい。議題は以上としたい。(委員長)

(2) その他

- ・次回は、4月中に開催予定。(事務局)

以上